

令和6年上板くらし応援商品券取扱店舗等募集要項

1. 趣旨

エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた上板町民に対し、上板町内事業所で使用可能な商品券を配付し、上板町民の生活支援を通じた地方創生を図ることを目的として実施する令和6年上板くらし応援商品券配付事業において、商品券の取扱店舗、事業所等を募集します。

2. 商品券の概要

名称	令和6年上板くらし応援商品券
発行者	上板町
発行数	約 11,400 冊
1冊の内容	500円 × 10枚
対象者	上板町民
商品券使用有効期間	令和6年4月1日(月)から 令和6年8月31日(木)まで
商品券使用可能区域	上板町内

3. 商品券の取扱い

- (1)商品券は取扱店での商品の販売やサービスの提供などの取引に係る支払いに使用できます。
- (2)商品券は転売、譲渡及び指定方法以外での換金を行うことはできません。
- (3)商品券額面以下の支払に使用する場合であっても、つり銭は支払いません。
- (4)商品券額面を超える支払に使用する場合は、不足分は現金等で受け取ってください。
- (5)使用期限を過ぎたものや事業所控えのついていないものは受け取らないでください。
- (6)商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造・変造・模造に対して、上板町は責任を負いません。

4. 商品券の使用対象とならないもの

- (1)現金との交換や金融機関への預け入れ
- (2)有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3)たばこ
- (4)不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言いがたい出資
- (5)債務の支払い
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条

- 第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払い
- (7)税金や保険料の支払い等
 - (8)電気料金・ガス料金・水道料金・電話料金・NHK受信料などの公共料金

5. 取扱店舗等の応募資格

上板町内に店舗、事業所等を有する事業者は、上板町内の店舗、事務所等に関し、商品券を取り扱うことができるものとします。ただし、次の(1)~(8)に該当する事業者や店舗、事務所等は応募できません。

- (1)前述「4. 商品券の使用対象とならないもの」のみを取り扱っている事業者
- (2)前述「4. 商品券の使用対象とならないもの」の(6)に該当する役務を提供する店舗
- (3)特定の宗教・政治団体に関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行う者
- (4)役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「暴対法」という)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (5)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- (6)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (7)個人事業主において、所得証明書等で営業所得を確認できない者
- (8)その他町長が不相当と認める事業者

6. 注意事項

- (1)令和6年上板くらし応援商品券の取扱店舗等であることが明確になるよう、「令和6年上板くらし応援商品券取扱店舗等登録証」等を使用者がわかりやすい場所に提示してください。
- (2)使用者が商品券を持参したときは、受け取る前に見本券や偽造防止策により正規のものであるか確認し、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに上板町役場総務課まで報告してください。また、商品券の事業所控えがついていないものは受取りを拒否してください。
- (3)商品券を受け取ったときは、他店での使用を防止するため事業所控えを切り取ってください。
- (4)商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (5)取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れなど)に使用しないでください。
- (6)自ら商品券を購入し、自店舗で使用したかのように偽るなどの不正行為は堅く禁じます。

- (7)使用済商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (8)取扱店の登録事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (9)商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費下支えの趣旨に反する行為をしないでください。

7. 申込方法

「令和6年上板くらし応援商品券配付事業実施要綱」及び「令和6年上板くらし応援商品券取扱店舗等募集要項」に同意のうえ、取扱店舗等登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、下記の応募先へ提出してください。

なお、「令和5年度上板くらし応援商品券取扱店舗等登録証」を発行されている事業者については、継続参加として取扱いさせていただきますので、申請書提出の必要はありません。

【応募先】

〒771-1392 板野郡上板町七條字経塚 42 番地
上板町役場 総務課

なお、町内に複数の店舗等を持つ事業者については、すべての店舗等が「令和6年上板くらし応援商品券配付事業実施要綱」及び「令和6年上板くらし応援商品券取扱店舗等募集要項」に同意していることを前提に、各店舗等ではなく事業者単位で申請してください。

この場合、各店舗等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、担当者名のわかるもの(様式自由)を添付してください。

8. 申込期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月29日（木）まで

※広報かみいた令和6年4月号へ取扱店舗等一覧を掲載

なお、上記の期間を過ぎても随時受付は行いますが、原則として町ホームページへの追加掲載のみとなります。

9. 商品券の換金

- (1)取扱店舗等の登録料・換金手数料は無料とします。
- (2)「令和6年上板くらし応援商品券換金申込書兼請求書」に必要事項を記入・押印し、使用済みの商品券を添えて、随時換金業務受託事業者（後日お知らせします）へ申し込みしてください。
※換金については下記日程による対応になります。
- (3)換金申込み時は受理証の発行のみになります。
- (4)受理された申込書兼請求書の券面金額相当額は、申込み日に応じ、下記日程にて申込書兼請求書記載の振込口座へ換金業務受託事業者から振込みされます。
- (5)換金の申込みができる商品券は、使用有効期限である令和6年8月31日までの特定取引によって受け取ったものに限りします。

(6)令和6年9月11日以後の換金申込みは一切応じられません。

■商品券換金日程

換金申込	振込日
令和6年4月9日までの申込み分	令和6年4月18日
令和6年4月23日までの申込み分	令和6年5月2日
令和6年5月14日までの申込み分	令和6年5月23日
令和6年5月28日までの申込み分	令和6年6月6日
令和6年6月11日までの申込み分	令和6年6月20日
令和6年6月25日までの申込み分	令和6年7月4日
令和6年7月9日までの申込み分	令和6年7月18日
令和6年7月23日までの申込み分	令和6年8月1日
令和6年8月13日までの申込み分	令和6年8月22日
令和6年8月27日までの申込み分	令和6年9月5日
令和6年9月10日までの申込み分	令和6年9月19日

※令和6年9月10日が換金申込み可能期間の最終日になります。

令和6年9月11日以後の換金申込みは一切応じられませんので、ご注意ください。